

佐久都市計画の変更(案)に関する公聴会

佐久都市計画の変更案の作成にあたり区域の整備、開発および保全の方針(長野県決定)について、広く地域住民の皆さまからご意見をお聞きし、計画に反映させるため「公聴会」を開催します。

【日時】 1月26日(土)午前10時
 【会場】 佐久合同庁舎
 ※変更案は、指定された場所で閲覧することができます。
 公聴会で発言される方は、あらかじめ公述の申出が必要
 要です。

【閲覧期間】

1月7日(月)～25日(金)
 午前8時30分～
 午後5時15分まで
 (土、日、祝日を除く)

【公述の申出について】

公述の申出をされる方は、閲覧場所に用意してあります「公述申出書」に必要事項を記入の上、公述申出期間内に提出してください。また郵送で申し込まれる場合は、1月18日(金)必着です。

なお、公述の申し込みができる対象の方は、地域内の町民または利害関係を有する方に限ります。

【公聴会の傍聴】

公聴会の傍聴を希望する方は、当日、直接会場にお越しください。

公述人がいない場合は、公聴会を中止します。「中止する場合は、県報や県ホームページなどでお知らせします。申し込み・問い合わせ先

長野県建設部都市計画課
 0266(2335)7297
 長野県佐久建設事務所整備課
 02667(82)8272
 町建設課都市計画係(内線75)

公証人による休日無料相談のお知らせ

大切な契約や取引において公正証書は皆さまの権利を正しく、確実に守ってくれます。

【日時】 1月26日(土) 午前9時～午後5時

【場所】 佐久平駅北 藤ビル2階

【相談内容】
 ・遺言に関すること
 ・離婚に伴う養育費や慰謝料などの支払いに関すること
 ・金銭消費貸借に関すること など

※事前にお電話にてご予約ください。

予約・問い合わせ先 佐久公証役場 0267(54)8305

消費生活情報③ こたなごきごすまふ

Q 突然訪れた業者に、床下の無料点検をしてもらったところ「床下の湿気が多くこのまま放っておくと危険です」と、高額な工事をすすめられた。

A 無料で点検した後に事実と異なることを言って不安をあおり、工事契約や商品の購入を迫る「点検商法」の被害が発生しています。「今日中に契約すればサービスします」など、契約を急がせる場合は要注意です。もし、契約をしてしまい取り消したい場合、8日以内であればクーリングオフが可能です(訪問販売の場合)。

工事が必要なときは、その場ですぐに契約せず、複数の業者から見積を取り、よく考えてから契約しましょう。布団、消火器、浄水器などの点検にも注意しましょう。

問い合わせ先

上田消費生活センター

0268(27)8517

町総務課

消費生活相談窓口(内線25)

自衛官募集



【受験資格】

- 一般 18歳以上34歳未満
- 技能 18歳以上で、保有する技能に応じて53～55歳未満

【受付期間】

1月9日(水)～4月3日(水)

【採用試験】

4月12日(金)～4月15日(月)のうち1日

【処遇】

教育訓練手当 日額 7,900円

※詳細につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先

自衛隊長野地方協力本部上田地域事務所
 0268(22)5267

ご案内

佐久建設事務所管理区域

御代田町は、佐久北部事務所の管轄になります。

- ◆土木施設の管理、道路・河川の占用許可
- ◆境界立会い、道路・河川占用、砂利岩石採取等の手続き
- ◆砂防・地すべり・急傾斜等各種法指定区域内の行為許可
- ◆交通制限・車両制限に係る手続き

管理係

- ◆道路・河川・砂防施設の維持修繕
- ◆道路の除雪および凍結防止業務

維持係

【佐久建設事務所(佐久合同庁舎内)佐久北部事務所維持管理課】
 管理係 0267(63)3172 維持係 0267(63)3173

開設のご案内 「弁護士無料法律相談」

長野県弁護士会は、地方自治体や社会福祉協議会など様々な団体と協力して、無料法律相談活動に取り組んでいます。この度、御代田町において「弁護士無料法律相談」を開設いたします。日常生活の中での争いごとや、多重債務問題など、お困りになられていることを無料で弁護士に相談できます。

なお、弁護士には守秘義務が課せられておりますので、皆さまの秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

【日時】

1月28日(月)
午後1時30分～4時30分

【場所】

役場会議室

【相談時間】

当日は2～3人の弁護士で対応いたします。混み合った際は、お一人さま30分～1時間程度とさせていただきます。

問い合わせ先

長野県弁護士会
026(232)2104
町総務課庶務係(内線24・25)

「不起訴には11人の審査の目ごぞんじですか？」 検察審査会

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような方のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

検察審査会は、選挙権のある方の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員で構成され、不起訴処分(検察官が事件を起訴しなかったこと)の善し悪しを審査します。

皆さまも検察審査員に選ばれることがあるかもしれません。選ばれた際には、ご協力をお願いいたします。

また、検察官の不起訴処分にご不満をお持ちの方は、検察審査会の窓口で申し立てについての相談を受けていただけます。お気軽にお問い合わせください。費用は一切かかりません。秘密は固く守られます。

問い合わせ先

上田検察審査会事務局
(長野地方裁判所上田支部内)
0268(40)2211

平成24年度長野県農業法人就業フェア開催について

長野県新規就農相談センター主催で、農業法人・個人農家の求人面接会と新規就農相談会が開催されます。

昨年度は約150人の来場者があり、多くの方が農業の仕事を始められています。

農業法人・農家への就職希望または、新規就農をお考えの方や求人募集をお考えの農業法人・農家の方はご参加ください。

【日時】

2月3日(日)
午前10時～午後3時30分

【会場】

松本市勤労者福祉センター
大会議室

【相談料・出展料】

無料

【申込締切日】

農業法人・個人農家の出展者については、参加申込書・求人票をつけて1月14日(月)(必着)までに申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

(社)長野県農業担い手育成基金
担当 北村
026(231)6222

「ごんにちは農業委員会です」

町農業委員会事務局(32)3111 (内線64・27)

農業委員選挙人名簿登録申請書について

毎年12月末にお願いしている「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出していただく時期となりました。農業委員の選挙は一般選挙と異なり、投票できる方は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方だけです。町の選挙管理委員会は法律により、その年に農業委員の選挙があるなしにかかわらず、選挙権のある方からの申請に基づき、毎年1月1日現在における選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を作成しています。

【選挙権がある方】

①と②の要件に当てはまり、
③か④の要件にも当てはまる方

- ①平成25年1月1日現在、御代田町に住所がある方
- ②平成5年4月1日までに生まれた方
- ③10a以上の農地で耕作を営んでいる方
- ④耕作を営んでいる方の同

居の親族が配偶者で、年間60日以上耕作に従事している方

10a以上農地を所有する皆さんには、既に申請書をお送りしました。申請書には昨年「資格あり」と判定された方の氏名が印刷してあります。裏面の記載注意事項を参照して変更がある場合は、必要事項を記入し、同封した返信用封筒に入れて1月10日(木)までに提出してください。

なお、農地があるにもかかわらず、申請書が届かない方がいるかもしれません。経営者世帯以外は選挙資格がないので、親が耕作しているも経営移譲された子の住所が町内でない、選挙資格がありません。農地が10a以上あるのに申請書が届かない方は、お問い合わせください。